

由布市告示第126号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

平成29年11月29日

由布市長 相馬 尊重

第1 競争入札に付する事項

1	件名	平成29年度 由布市ツーリストインフォメーションセンター備品購入事業（その3）
2	納入場所	大分県由布市湯布院町川北8-5番地（TIC内）
3	納入期限	平成30年3月19日まで
4	数量及び特質等	特注家具備品一式

第2 競争参加資格

本案件については、次に掲げる要件をすべて満たす者に限り入札参加を認める。

1	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後、2年を経過した者であること。
3	由布市物品等供給契約の指名競争入札参加者資格等に関する要綱（平成17年告示第7号。以下「入札参加資格要綱」という。）による資格認定を受け、平成29年度入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。 <u>有資格者名簿に登録されていない者は、入札参加資格要綱第3条に定める書類を提出すること。</u>
4	営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
5	平成29年1月1日において、引き続き1年以上申請営業種目の営業を営んでいる者であること。
6	由布市内に本店又は支店等を有する者については由布市税を完納している者であること。
7	消費税・地方消費税を完納している者であること。
8	この調達に係る仕様書・図面を確認したうえで納入が可能な者であること。

9	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市物品等供給契約に係る指名停止基準（平成17年告示第5号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
10	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
11	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
12	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が行う公共事業等からの暴力団等排除措置要綱（平成25年告示第18号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。

第3 入札手続等

1	担当課	郵便番号879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市財政課契約検査室（本館2階） 電話097-582-1111（内線）1253 佐藤・小笠原	
2	公告内容の 交付期間等	(1) 交付期間	平成29年11月29日（水）から 平成29年12月26日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで
		(2) 交付場所	由布市財政課契約検査室（本館2階）
		(3) 交付方法	交付については、直接交付によるほか由布市ホームページにて行う。
		由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/	
3	設計図書等の 閲覧期間等	(1) 閲覧期間	平成29年11月29日（水）から 平成29年12月26日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで
		(2) 閲覧場所・ 方法	由布市財政課契約検査室（本館2階）カウンターに掲示する。 設計図書の配布を希望する者は、閲覧期間中に上記1の担当課へ申し出ること。

4	設計図書等の 質疑応答等	(1) 提出期間	平成 29 年 1 月 30 日 (木) から 平成 29 年 1 月 20 日 (水) まで の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
		(2) 提出場所	由布市庄内町柿原 302 番地 由布市商工観光課 (新館 2 階) 電話 097-582-1111 FAX 097-582-1361 (内線) 2262 佐藤孝宣
		(3) 提出方法	書面 (様式自由) で持参すること (FAX 可)。
		(4) 回答書の 閲覧期間	質問書の提出を受けた日の翌々日から 平成 29 年 1 月 26 日 (火) まで の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
		(5) 回答書の 閲覧方法	由布市財政課契約検査室 (本館 2 階) カウンターに掲 示する。
5	競争入札参加 資格確認申請 書及び競争参 加資格確認資 料 (以下「確 認申請書等」 という。) の 提出期間等	(1) 提出期間	平成 29 年 1 月 30 日 (木) から 平成 29 年 1 月 11 日 (月) まで の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
		(2) 提出場所	郵便番号 879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市財政課契約検査室 (本館 2 階) 電話 097-582-1111 (内線) 1253 佐藤・小笠原
		(3) 提出方法	持参又は書留郵便 (簡易書留郵便を含む)。 郵送の場合は、 <u>提出期間の最終日必着</u> 。封筒に「入札 参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。
		(4) 提出書類	① 別紙様式第 1 号により作成すること。 ② 返信用封筒 (宛名明記・82 円切手貼付) を用意す ること。(「競争参加資格確認通知書」送付用) ③ 有資格者名簿に登録されていない者は、別紙「競争 入札参加申請書類一覧表」に掲げる書類を添付する こと。
		(5) 注意事項	① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加希 望者の負担とする。 ② 提出された確認申請書等は、競争参加資格の確認以 外に使用しない。 ③ 提出された確認申請書等は、返却しない。 ④ 提出期限後における確認申請書等の差替え、追加及 び再提出は認めない。
6	競争参加資格 確認通知書の 交付	競争参加資格の有無についての確認の審査終了後、競争参加資格確認通 知書を平成 29 年 1 月 12 日 (火) までに通知する。	

7	仕様書説明会	実施しない。
---	--------	--------

第4 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第3の6の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面（様式自由）を持参して求めることができるものとする。 書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により行う。

第5 入札及び開札

1	入札及び開札の日時等	(1) 入札及び開札予定日時	平成29年12月27日（水）午後 1 時45分 ただし、郵送による入札書の提出期限は <u>平成29年12月26日（木）午後5時（必着）</u>
		(2) 入札及び開札場所	由布市庄内町柿原302番地 由布市役所本庁舎（市民ホール2階2-2会議室） ただし、郵送による入札書の提出場所は 郵便番号879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市財政課契約検査室（本館2階） 電話097-582-1111 （内線）1253 佐藤・小笠原
		(3) 郵送による場合の入札書の提出方法	① <u>書留郵便（簡易書留郵便を含む）により提出すること。</u> ② 競争参加資格確認通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。 ③ 表封筒には「親展」と、中封筒には「開封無効」及び「入札書在中」と朱書きすること。
		(4) 入札参加時の注意点	① 別添の様式による入札書（及び委任状）を使用すること。 ② 競争参加資格確認通知書の写し及び入札書（及び委任状）に使用する印鑑を持参すること。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

		(5) 入札執行回数	2回までとする。
		(6) 郵送による場合の再度入札	郵送による入札参加者には、1回目の入札で落札者が決定しない場合、再度入札を執行する旨の通知を行う。再度入札の入札書の郵送方法等は1回目と同じ扱いとする。
		(7) 最低制限価格の有無	無
2	入札の辞退	競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	
3	入札保証金	見積金額の100分の5以上。ただし、由布市契約事務規則第24条第3項に該当すると認められる者については免除する。	

第6 落札決定

1	由布市契約事務規則第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
2	落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

第7 契約保証金

1	<p>契約者は、由布市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供</p> <p>(3) 銀行等の保証</p>
2	<p>次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に由布市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、将来契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。</p>

第8 契約に関する注意事項

落札者決定通知の日から7日以内に、契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出すること。

第9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- 1 入札者としての資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- 5 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- 6 入札金額を訂正した入札
- 7 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- 8 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- 9 入札開始前の注意事項等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- 10 申請書等を提出しなかった者のした入札
- 11 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- 12 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。
 - （1） 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - （2） すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - （3） 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
 - （4） その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

第10 支払い条件

納品検査後1回払とする。

第11 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市一般競争入札実施要領（平成21年告示第134号）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

- 4 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の（１）から（３）のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - （１） 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
 - （２） 排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けたとき。（排除措置要綱に基づく入札参加排除措置要件に該当するに至った場合を含む。）
 - （３） 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 5 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、上記４の（１）から（３）のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 契約担当者は、契約締結後において、契約者が上記４又は５に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。
- 7 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に上記４の（１）から（３）のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- 8 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- 9 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 10 その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。

由布市庄内町柿原３０２番地
由布市財政課契約検査室（本館２階）
電話 ０９７－５８２－１１１１（内線）１２５３（佐藤、小笠原）